

政 財 第 7 7 号  
令和 6 年 10 月 15 日

各 部 局 長 様  
教 育 部 長 様  
警 察 本 部 長 様  
企 業 局 長 様  
がんセンター局長 様

政策推進担当部長

### 令和 7 年度当初予算編成要領（通知）

人口減少社会の更なる進行や、生成 A I などのデジタル技術の急速な革新、地球規模での気候変動、国際情勢の不安定化など、社会経済情勢が急激に変化する中、本県が直面する課題に的確に対応することが求められている。加えて、新しい時代を切り拓くため、前例やこれまでの常識にとらわれず、将来を見据えた新たな施策にも、柔軟かつ迅速に取り組む必要がある。

令和 7 年度当初予算編成に当たっては、このような行政需要に的確に対応し、「幸福度日本一の静岡県」の実現に向けて、人口減少対策、本県産業を牽引する活力の創造、全ての県民が安心・安全に暮らせる静岡県づくりなどの施策を推進する。

一方、現時点の来年度予算の収支試算では、今年度並みの一般財源総額を確保できるものの、社会保障関係経費をはじめとする義務的経費や投資的経費の増加等により、令和 6 年度当初予算を上回る 6 2 0 億円程度の財源不足が見込まれている。

これまで、各部局の協力を得て財政健全化の取組を進めてきたにもかかわらず、3 年連続で財源不足額が 5 0 0 億円を超えることとなる。加えて、この財源不足額の水準は、リーマンショック時に相当する大変厳しいものである。

知事のもと、「幸福度日本一の静岡県」を目指し、本県の発展に向けた積極的な取組を行うことは、不可欠である。同時に、その取組を実施するために、持続可能で健全な財政基盤を確保していくことも、また、大変重要である。

各部局長におかれては、この状況を、改めて、十分に認識していただきたい。

こうした厳しい財政状況の中、将来世代に対して責任を持ち、過度な負担を残さない健全な財政運営を実現するため、「税金は1円たりとも無駄にしない」、「最小の経費で最大の効果を挙げる」という基本的な考え方のもと、歳出のスリム化と歳入の確保を徹底する。

特に、歳入確保について、まず、国庫支出金等の財源活用を検討することを、改めて、徹底していただきたい。その上で、こうした財源が活用できない場合において、はじめて、県の一般財源を使うこととしていただきたい。

各部局においては、部局調整案の提出に当たり、こうした点を十分に認識するとともに、国の予算編成の動向等にも留意した上での的確に対応するよう通知する。

## 記

### 第1 基本方針

- 1 「幸福度日本一の静岡県」の実現に向けて、人口減少対策、本県産業を牽引する活力の創造、全ての県民が安心・安全に暮らせる静岡県づくりなどを推進する。
- 2 「税金は1円たりとも無駄にしない」という基本的な考え方のもと、徹底した歳出のスリム化と歳入の確保に取り組むことで、将来を見据えた健全な行財政運営を実現する。

### 第2 予算編成における取組

- 1 「幸福度日本一の静岡県」を実現する新たな施策の推進（財源の重点配分）

#### （1）チャレンジ事業

本県が直面する課題解決に向け、時代を先読みした新たな取組を「チャレンジ事業」として、事前の知事協議を経た上で、所要額による部局調整案の提出を可能とする。

複数年度にわたる予算計上を念頭に置くほか、該当所属における事業量の増加を踏まえ、職員の配置を含めた対応を図る。

#### （2）重点課題推進枠

「幸福度日本一の静岡県」の実現に向け、戦略的政策展開の指定テーマに基づき、各部局が重点的に実施する取組（新規、拡充事業に限る）は、所要額による部局調整案の提出を可能とする。

#### <指定テーマ>

- 1 人口減少対策
  - （1）抑制対策
  - （2）適応対策
- 2 本県産業を牽引する活力の創造
- 3 全ての県民が安心・安全に暮らせる静岡県づくり

## 2 財源不足への対応

極めて厳しい財政状況に陥りつつある中、将来を見据えた健全な行財政運営に取り組みつつ、新たな行政課題に着実に対応するため、歳出のスリム化と歳入確保を徹底する。

### (1) 部局の事業見直し

近年の新規事業の総点検など徹底した事業のビルド・アンド・スクラップ、決算状況等を踏まえた計上額の適正化、国庫支出金、外部資金等の歳入確保など、部局調整案の提出に先駆けて実施している歳出・歳入の見直しの成果に加え、さらなる見直しを行った上で提出する。

### (2) 予算編成過程における財源確保等

全ての事業に対して聖域を設けることなく、予算編成過程の中で、計上額を精査する。

### (3) 基金の活用

本年度の歳入確保、歳出の見直しにより捻出された財源を、令和6年度2月補正予算において財政調整用基金に積み増し、令和7年度の財源不足に活用する。

## 3 活用可能基金の確保

令和8年度以降の財政運営に備え、一定程度の基金残高を確保する。

- ・翌年度以降活用可能な基金残高 50億円程度

## 4 県債（通常債）残高の抑制

令和6年度に引き続き、新規発行額を償還額の範囲内に抑制する。

## 5 留意点

今後の国の予算編成の動向や地方財政対策、本県の税収の状況等によっては、予算編成全体のフレームを見直す場合があるので、留意すること。

### 第3 部局調整案提出基準

部局調整案の提出基準は、以下のとおりとする。

所要額により提出する事業は、経費を十分に精査し、真に必要な額とすること。

また、財政健全化に向けて、徹底した歳出と歳入の見直しを図るため、枠配分方式を廃止し、シーリング方式を導入する。

区分		提出基準
別 枠 事業	・チャレンジ事業	事前の知事協議を踏まえた所要額
	・重点課題推進枠	所要額
<ul style="list-style-type: none"> <li>・義務的経費</li> <li>・義務的経費に準ずる経費</li> <li>・税込関連法定経費</li> <li>・年次計画経費（債務負担）</li> </ul>		所要額
<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策的経費</li> <li>・年次計画経費（債務負担以外）</li> </ul>		別に示す部局ごとの一般財源を上限とする
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般公共・直轄</li> </ul>		別に示す提出基準による

(注) 義務的経費に準ずる経費及び年次計画経費（債務負担）の一般財源削減額について、部局調整案の提出前に財政課と協議の上、政策的経費及び年次計画経費（債務負担以外）の一般財源の上限に加えることもできる。